



発行 新潟県
第 35 号
 平成24年5月8日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 668 ふ化業者の登録（畜産課）
- 669 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 670 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 671 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 672 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 673 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 674 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 675 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 676 建設業法による許可の取消し（監理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）

公安委員会規則

- 8 質屋営業法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第668号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。
 平成24年5月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登 録 番 号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟 24 第 1 号	平成24年 5 月 1 日	平成27年 4 月 30 日	新潟県新発田市住吉町 2 丁目 6 番 23 号 岩村養鶏株式会社 代表取締役 岩村 忠衛	岩村養鶏株式会社 本社ふ化場 新潟県新発田市住吉町 2 丁目 6 番 23 号 岩村養鶏株式会社 金塚ふ化場 新潟県新発田市下西山91番地 岩村養鶏株式会社 加治第二ふ化場 新潟県新発田市下西山93番地 1

◎新潟県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成24年4月24日認可した。

平成24年5月8日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第670号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を平成24年4月25日認可した。

平成24年5月8日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第671号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年5月9日から平成24年6月5日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月8日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
妙高市 大江口土地改良区	猪野山	農業用排水施設整備(県単農業農村整備事業「かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	妙高市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第672号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営求草地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成24年5月9日から平成24年6月5日まで
- 縦覧に供する場所
長岡市役所
- その他
 - この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第673号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営入軽井地区農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成24年5月9日から平成24年6月5日まで

3 縦覧に供する場所
長岡市役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
高木栗生津地区	区画整理（担い手育成基盤整備）事業	燕市	平成24年3月30日

◎新潟県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
北都地区	区画整理（経営体育成基盤整備）事業	燕市、新潟市	平成24年3月29日

◎新潟県告示第676号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 処分をした年月日 平成24年3月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社よしこし
吉越 秀明

3 主たる営業所の所在地
妙高市小出雲1-2-10

4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第10064号

5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年3月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北陸設備
矢尾板 利明
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市宮内4-9-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第6165号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年3月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年3月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸橋
丹 大輔
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市布部3111-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第43号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年3月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小林瓦工業
小林 勲
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市西山町下山田字大開463
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第19190号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟交通機械株式会社
中井 佐敏
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区川口字乙578-27
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第2657号
新潟県知事許可(特-22)第2657号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び管工事業、機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成24年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三光電業社
本間 一嗣
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大町3-3-27
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第10013号
 - 5 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山井建設
富沢 豊一
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼郡湯沢町大字神立39-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-19)第8848号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中山建工
中山 貴司
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市北新田265-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-18)第42521号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年3月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
昇工務店
青木 昇治
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市黒土新田450-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第18946号
-

5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年3月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年4月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社加藤塗装店

加藤 勝己

3 主たる営業所の所在地

佐渡市浜田194-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-18)第11536号

5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年4月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社エヌケーシステム

田村 靖夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区新光町10-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40815号

5 処分の内容 建築工事業、管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年3月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年4月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

建築石塚

石塚 稔

3 主たる営業所の所在地

長岡市乙吉町2258-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6643号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける

ものである。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月30日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成24年5月8日(火)から平成24年5月25日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年6月19日(火)午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成24年5月8日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成24年6月4日(月) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成24年6月8日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1) イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Personal Computers

- (2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. 19, June, 2012

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

- (3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田東ショッピングセンター

所在地 新発田市東新町4丁目3964外

設置者 株式会社ウオロク

- 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成23年12月20日

- 3 意見の概要

- (1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

- 7 縦覧期間

平成24年5月8日から平成24年6月8日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アークプラザ柏崎

所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1外

設置者 アークランドサカモト株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,000㎡

(変更後) 3,268㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社スポット

(変更前) 午前7時30分から午後9時

(変更後) 午前9時から午後12時

・ほか1者

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後9時30分

(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) ・数 7箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) ・数 5箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後9時

(変更後) ・荷さばき施設1から4 午前7時から午後7時

・荷さばき施設5 午前8時から午後9時

3 変更年月日

・2(1)及び(2)に関する事項

平成24年12月25日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)

・2(3)に関する事項

平成24年6月29日

5 届出年月日

平成24年4月24日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年5月8日から平成24年9月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月8日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(提出書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>ウ 法定代理人のあるときは、その履歴書、住民票の写し（<u>法人の場合は、その定款及び登記事項証明書並びに代表者その他業務を行う役員に係る履歴書及び住民票の写し</u>）及び後見に関する証明書</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(提出書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）</p> <p>ウ 法定代理人のあるときは、その履歴書、住民票の写し及び後見に関する証明書</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。